

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

3. 調査対象国群 2 に属する国の詳細

「1」 エジプト

Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

エジプト特許法第10条。

第10条 ²⁹⁸ 第三者によってなされた以下の行為は、権利の侵害と見なされてはならない: (2)他者による同一製品又は工程の特許出願日以前に、エジプト国内において善意で、同じ製品の製造若しくは工程の使用を継続、又はかかる活動のための本格的な準備をした者。この者は特許付与の如何に拘わらず、その企業の中で、これらの活動の範囲を拡大することなく、継続する権利を有さなければならない。 その権利は企業の他の要素と切り離しての譲渡又は移転をしてはならない。	Article 10 ²⁹⁹ The following shall not be considered as infringements of that right when carried out by third parties: (2) Where a third party proceeded, in Egypt, in good faith, with the making of a product or use of a process or made serious preparations for such activities prior to the date of an application for patent by another person for the same product or process. The former shall, notwithstanding the grant of patent, have the right to continue with such activities only within his enterprise and without extending the scope of those activities. Such right shall not be assigned or transferred without the other elements of the enterprise.
--	---

Part B : 先使用権制度の概要 (一般)

設問 2. 先使用権制度の概要 (趣旨)

貴国の先使用権制度の概要を御説明ください。特に、制度の趣旨、及び導入の経緯あるいはモデルとなった他国の法律の有無等がわかりましたら、御説明ください (わからない場合には、わからないと記入してください)。

(a) 先使用権制度の趣旨 :

無回答。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制 :

そのような情報は利用可能でない。

Part C : 先使用権制度の概要 (解釈)

(1) 成立要件

²⁹⁸ AIPPI 仮訳

²⁹⁹ <http://www.egypo.gov.eg/inner/english/PDFs/law2002e.pdf> [最終アクセス日 : 2011 年 3 月 9 日]

設問 3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

エジプト特許法第 10 条（又はその他）で認められる先使用権について、個々の要件とその解釈について御説明ください。

- A：第三者によってエジプト特許庁に同一発明につき特許出願がされる前に、製品を製造し又は製造方法を使用していたこと。
- B：第三者が同一の発明につき特許出願をしようとしていることを知らないで、善意で（当該発明の）先使用又は先使用のための真摯な準備をしていたこと。

設問 4. 善意（in good faith）の意味

エジプト特許法第 10 条は、先使用権を得るためには、人の行為として「in good faith」を要求しています。この「善意」の意味を御説明ください。また、善意と認められる場合及び／又は善意とは認められない場合を例示してください。

(a) 善意の意味

「善意」とは、第三者が同一の発明につき特許出願をしようとしていることを知らないで、当該発明を実施し又はそのための準備をしていることを意味する。

(b) 善意と認められる場合の例：

事例は利用可能ではない。

(c) 善意とは認められない場合の例：

事例は利用可能ではない。

設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用権は認められるか

エジプト特許法第 10 条では、「第三者が、エジプトにおいて、エジプト国内において善意で、同じ製品の製造若しくは工程の使用を継続」とあります。この条文から、われわれは当該実施の発明を「発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者」から知得していた場合には先使用権は認められないと解されますが、そのように考えてよろしいですね。

そのとおり。

設問 6. 先使用権の基準日

エジプト特許法第 10 条では、「特許出願日以前に」とあります。この条文について御説明ください。これはエジプトにおける出願日のみを意味するあるいは優先権が主張されている場合には、優先日も含まれるのでしょうか。

これは未解決の問題である。しかしながら、我々は、優先権が主張された場合には、(同条文における日には) 優先日も含まれると考える。

設問 7. 実施の準備と先使用权

エジプト特許法第 10 条では、「かかる活動のための本格的な準備をした」とあります。この「本格的な準備」の意味を、例を挙げて説明してください。

「本格的な準備」を示す事例はない。しかしながら、当該準備が本格的なものであるかについての判断は、裁判所の自由裁量により決定される。例えば、技術的結果が得られていたことや、発明の実施をするための工場及び設備の準備が整っていたことなどが、本格的な準備を示す一例として挙げられる。

設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合

エジプト特許法第 10 条では、「特許出願日以前に」とあります。先使用权の要件である実施について、その実施は出願日以前に実績があれば十分なのでしょうか。あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか。特に、基準日(出願日あるいは優先日)に、実施を中断していた場合でも先使用权は認められるのでしょうか。

(a) 実施の継続 :

エジプト特許法第 10 条(2)は実施の継続を要件としていない。

(b) 基準日に中断していた場合の先使用权 :

エジプト特許法第 10 条の条文は、継続的な使用を条件としていないので、中断は許容される。

設問 9. 輸入行為は先使用权の対象となるか

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用权の対象となるのでしょうか。

先使用权の対象とはならない。条文ではエジプトにおいて先使用权を得るためには製造又は製造の方法が行われることを要件としている。

(b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用权を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

エジプト特許法第 10 条(2)はエジプトにおける製造のみに適用される、したがって、この場合には先使用权は主張できないだろう。

設問 10. 輸出行為が先使用権の対象となるか

貴国において、輸出行為も先使用権の対象となるのでしょうか（先に述べたように、我が国の特許法第 2 条(3)の実施の定義には、「輸出」する行為が含まれています。このため、我が国では先使用権の対象となる実施に「輸出」する行為が含まれると解釈されています）。

先使用権の対象となる。もしエジプトで生産された製品が輸出されたのであれば、エジプト特許法第 10 条(2)が適用される³⁰⁰。

設問 11. 実施と新規性の関係（実施が公然実施の場合）

エジプト特許法第 10 条では、先使用権の要件として「製品の製造若しくは工程の使用」が規定されています。この「製造若しくは使用」に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。先使用権の要件である「製品の製造若しくは工程の使用」と特許の無効との関係を説明してください。

当該製造若しくは利用が公然と行われた場合、又は公衆が知り得る状態となっていた場合には、当該製造又は利用が、後の特許出願の新規性に悪影響を与えることは確実である。

(2) 先使用権者が実施できる範囲

設問 12. 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

エジプト特許法第 10 条には、先使用権者が実施できる範囲について、「その企業の中で、これらの活動の範囲を拡大することなく、継続する権利を有する」とあります。この条文の意味を御説明ください。

実例は得られなかった。しかしながら、かかる文言は、製造及び製品の範囲及び量（規模）は拡大できないという意味である。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるのでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるのでしょうか。

(a) 生産数量の拡大：

範囲や数量の拡大はエジプト特許法第 10 条(2)に従って認められていない。

(b) 輸入規模の拡大：

³⁰⁰ エジプト国内での生産品を対象に先使用権の対象であると回答しているが、輸出行為そのものについての判断ではない。

輸入は先使用権主張の基礎とならない。

(c) 実施地域の変更：

生産数量が増加しない限り認められる。

設問 12-2. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等を行うことが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

- (a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

輸入は先使用権の基礎とはならないので、製造に変更することはできない。

- (b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸(塩酸、硝酸の上位概念)を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。)

不可、これは範囲の拡大であると考えられるから。

- (c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。)

不可、これは範囲の拡大であると考えられるから。

設問 13. 下請企業と元請企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのでしょうか。仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのでしょうか。

下請元企業に先使用権が認められる。

設問 14. 先使用権の登録

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度は設けられていますか。設けら

れている場合には、どのような場面、方法で登録するのか、及びその効果について御説明ください。

登録制度は設けられていない。

設問 15. 先使用权が第三者に及ぶか

他者の出願後（優先日以降）において、先使用权者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのでしょうか（例：他者の特許出願後に仕入れを開始した場合）。ならないとすれば、どのような法解釈によるものでしょうか？

特許権侵害とはならない。例えば、同条に基づき自動車を購入した者には、かかる自動車を転売する権利が認められなければならない。

(3) 移転等に関わる問題

設問 16. 先使用权の移転（移転可能性及び移転の要件）

エジプト特許法第 10 条では、先使用权は「その権利は企業の他の要素と切り離しての譲渡又は移転をしてはならない。」とあります。この「企業の他の要素」の意味を御説明ください

「企業の他の要素」とは、製造又は方法のために使用された工場や設備などである。

設問 17. 種々の移転と先使用权

設問 16 に関連した質問です。以下のような場合に、それぞれ先使用权の権利者はどのように変動すると考えればよいのでしょうか。

- (a) 先使用权を有する企業の買収や先使用权を有する企業の分社により、先使用权がどのように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。（極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用权者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。）

会社の買収又は分割により先使用权を移転することはできるが、当該先使用权に係る事業の範囲を拡大することは認められない。

- (b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用权が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用权が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用权は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用权は子会社にも認められるのでしょうか。

先使用权者が独立した主体である限りにおいて、かかる主体のみが当該権利を行使する

ことができる（他のグループ会社に自動的に先使用权が認められることはない）。

- (c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用权は認められるでしょうか。

輸入は先使用权の基礎とはならない。

設問 18. 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用权の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。

登録制度は設けられていない。

設問 19. 再実施の可否

貴国法における先使用权者には再実施を許諾する権原はないと考えておりますが、それで間違いはないでしょうか。

再実施を許諾する権原はない。

設問 20. 先使用权の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用权が消滅又は放棄されたと判断されることはあるのでしょうか。例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にはどうでしょうか。

当該条文では、継続的な実施は先使用权を維持するための要件として規定されていない。

設問 21. 先使用权の対価

先使用权が認められた場合、先使用权者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのでしょうか。

特許権者に対して対価若しくはロイヤルティを支払う必要はない。

Part D : 運用状況

設問 22. 貴国での先使用权制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

そのような活動はない。

設問 23. 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。

ほとんど利用された例がない。

設問 24. 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

そのようなデータは利用可能でない。

設問 25. 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

我々の知る限り、エジプトにおいて先使用権が使用されたことがない。

設問 26. 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いします

我々の知る限り、第 10 条(2)はエジプトの裁判所に提起されたことがない。

設問 26-2. 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

利用できる事例はない。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

以下を含む証拠を準備すべきである。

- A： 製品の販売
- B： 稼働工場と機器
- C： 得られた技術的成果

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

そのような制度がエジプトでも利用されていると思われる。

Part E : 先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

そのような計画はない。

「2」 香港

Part A : 先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

香港専利条例第 83 条 (Chapter 514 Patents Ordinance : 最終改正 LN 252, 2009)。

<p>第83条 優先日前に始められた実施を継続する権利³⁰¹</p> <p>(1)ある発明に特許付与される場合、香港において標準特許出願のみなし出願日又は(場合により)短期特許出願日前に、又は優先権が主張されている場合は優先日前に、次のことを行う者は、(2)にいう所定の権利を有する。</p> <p>(a)特許が有効であれば侵害を構成するであろう行為を善意で行うこと、又は</p> <p>(b)当該行為を行うための有効かつ真摯な準備を善意で行うこと</p> <p>(2)(1)にいう権利は、次の権利のいずれかである。なお、本項により当該行為を行うことは、関係特許の侵害には至らない。</p> <p>(a)(1)にいう行為を継続する、又は場合により、その行為を行う権利</p> <p>(b)業として当該行為が行われたか又はそのための準備が行われていた場合；</p> <p>(i)個人の場合；</p>	<p>Section 83 Right to continue use begun before priority date³⁰²</p> <p>(1) Where a patent is granted for an invention, a person who in Hong Kong before the deemed date of filing of the application for the standard patent or the date of filing of the application for the short-term patent (as the case may be) or, if priority was claimed, before the date of priority-</p> <p>(a) does in good faith an act which would constitute an infringement of the patent if it were in force; or</p> <p>(b) makes in good faith effective and serious preparations to do such an act,</p> <p>has the rights specified in subsection (2).</p> <p>(2) The rights referred to in subsection (1) are-</p> <p>(a) the right to continue to do or, as the case may be, to do the act referred to in subsection (1);</p> <p>(b) if such act was done or preparations had been made to do it in the course of a business-</p> <p>(i) in the case of an individual-</p>
---	---

³⁰¹ http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/fips/pdf/hong_kong/tokkyo_jourei.pdf [最終アクセス日: 2011年3月9日]

³⁰² http://www.legislation.gov.hk/blis_ind.nsf/CurAllEngDoc/9540FC8584D24BCE482564F100383D1C?OpenDocument [最終アクセス日: 2011年3月9日]

資料編

・本資料の記号等の解説

設問	意味	解説（記号の意味）
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施＝実施 実準＝実施＋準備
個別要件 （条文 明記）	実施（発明の内容）（実施、製造）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
	実施の準備	○＝準備に先使用権が認められる
	実施（継続＝元の範囲、事業目的）	継続＝元の範囲 事業＝事業目的
Q3	・対象となる実施の意味（全ての実施／製造のみ）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
Q4	・善意の意味（条文上の有無と定義の有無） （△＝異なる用語を使用）	無＝要件無 有有＝要件有＋説明有 有無＝要件有＋説明無
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優時＝優先日に 優前＝優先日以前 願時＝出願日に 願前＝出願日以前
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	輸入○＝輸入販売が先使用権の対象となる
Q12	・先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）	事業継＝事業目的の範囲で継続可能 従前＝従前の範囲
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	事伴＝事業をともなって 装置伴＝装置をともなって 無制限＝制限なく移転可能
Q25	・先使用権主張の目的（抗弁か実施権）	抗弁＝先使用権の抗弁として使用 確抗＝確認訴訟＋先使用の抗弁
Q26	・先使用権が認められた典型的な例	例示＝各国編に判決要旨を例示
Q27	・先使用権立証の証拠	説明＝各国編に説明有
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証＝公証制度有 公証無＝公証制度無 宣誓＝裁判には宣誓供述書を提出

その他の設問共通：判例無＝判例が無いため不明
 条文○又は×＝条文解釈で可能又は不可能
 解釈○又は×＝条文解釈、学説等で可能又は不可能
 学説＝学説に基づいた判断
 意見＝回答作成者の意見

諸外国の先使用権制度一覧表 (No. 3)

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG	
Q1(a)	条文番号	10	83	13	53	38	73	30	71	
Q1(a)	先使用権か侵害の例外か	例外	先使用	先使用	先使用	先使用	先使用	例外	先使用	
Q1(b)	詳細な文書の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	
Q1(c)	訳文の有無 (公用語が英語でない国)	有	有	有	無	-	-	有	-	
Q2	経済説、公平説等	不明	不明	公平	公平	公平	公平?	公平	SG1	
Q2	制度導入の背景+「特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか」	不明	GB	無	無	GB	無	GB	GB	
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実準	実準	実施	実準	実準	実準	実準	実準	
個別要件 (条文明記)	基準日 (優先日、出願日、出願)	出願日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	
	基準日 (当日、以前)	以前	以前	当日	当日	当日	以前	以前	以前	
	地域 (国内、国外)	国内	国内	-	国内	国内	国内	-	国内	
	発明の所有 (possession)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自らの発明 (+知得) (○)	-	-	○	-	○	-	-	-	
	善意 (善意=○、他の用語=△)	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (侵害となる行為)	-	○	-	-	-	-	-	○	
	実施 (発明の内容) (実施、製造)	製造	-	実施	実施	製造	実施	実施	-	
	実施の準備	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (継続=元の範囲、事業目的)	継続	継続	継続	事業	事業	継続	非侵害	継続	
	ライセンスの可否 (可、否)	-	否	-	-	-	-	-	-	否
	譲渡の可否 (可、否)	可	可	-	可	可	可	可	可	可
製品を購入した第三者 (侵外、非侵害)	-	非侵害	-	-	-	-	-	-	非侵害	
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	製造	実施	製造	実施	製造	実施	実施	実施	
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△異なる用語)	有有	有無	有無 ID1	有無	有無	有無	有無	有無	
Q5	・当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか	不可	可 HK1	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優前 EG1	願前 HK2	優時	優時	優時	優前	優前	優前	
Q7	・実施の準備の意味 (定義の有無)	定義無	定義無	-	定義無	判例無	定義無	説明	説明 SG2	
Q8	・特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか	解釈○	解釈○	条文×	条文×	判例無	定義無	判例無	条文×	
Q9(a)	・輸入行為が対象となるか	×	○	×	○	×	解釈○	○	○	
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	-	輸入○	-	-	-	説明	○PK1	輸入○	
Q10	・輸出行為が対象となるか (純粋な輸出行為が特許侵害となる場合)	×	△ HK3	×	×	×	○	○	×	
Q11	・実施の意味 (新規性との関連: 公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか)	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	従前	従前	従前	事業継	判決無	判決無	事業継	事業継 SG3	
Q12-1(a)	・生産規模の拡大の可否	解釈×	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(b)	・輸入数量の拡大の可否	-	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(c)	・実施地域の変更の可否	解釈○	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-2(a)	・実施態様 (製造、販売、輸入等) の変更の可否	不可	解釈○	解釈○	不明	判決無	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(b)	・実施形式の変更 (製法の変更) の可否	解釈×	判断無	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(c)	・実施形式の変更 (改造等) の可否	解釈×	解釈○	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q13	・下請企業と元請け企業の先使用権	元請	元請	NA	不明	判決無	元請?	両社	元請	

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG
Q14	・対抗要件（登録要否）	不要	不要	有 ID2	不要	不要	不要	不要	不要
Q15	・第三者に効力が及ぶか（再販売）	OK	OK	侵害	侵害	OK	判決無	OK	OK
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	装置伴	無制限	不可	事件	事件	事件	事件	事件
Q17(a)	・大が小を飲む合併	可能	可能	不可	可能	可能	判決無	可能	判決無
Q17(b)	・グループ企業で先使用权を共有できるか	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q17(b)	・外国産品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか	—	可能	不可	不可	—	判決無	不可	不可
Q18	・移転の登録の要否（対抗要件）	不要	不要	—	不要	不要	不要	不要	不要
Q19	・再実施許諾の可否	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q20	・先使用权の消滅又は放棄	規定無	規定無	規定無	不滅	不滅	判決無	判決無	判決無
Q21	・先使用权の対価	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
Q22	・先使用权制度の普及啓発	無	無	無	無	無	無	無	無
Q23	・先使用权の利用状況	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	統計無	殆無
Q24	・先使用权の判例の利用可否	DB 無	DB 無	NA	不可	DB 有	DB 無	統計無	DB 無
Q25	・先使用权主張の目的（抗弁か実施権）	判決無	抗弁	抗弁	不明	抗弁	判決無	抗弁	判決無
Q26	・先使用权が認められた典型的な例	判決無	判決無	NA	無	説明	判決無	判決無	判決無
Q26-1	・外国企業の先使用权主張	判決無	無	NA	無	無	判決無	判決無	判決無
Q27	・先使用权立証の証拠	説明	説明	説明	困難	説明	説明	説明	説明
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証	公証	—	宣誓	公証	公証	公証	公証無
Q28-1(a)	・タイムスタンプ業者	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(b)	・公証制度	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(c)	・製品に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(d)	・映像に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(e)	・企業の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(f)	・タイムスタンプの利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q29	・先使用权制度改正の動き	無	無	無	無	無	改正案	無	無
Q30	・特別な条文の意味	—	—	—	—	—	—	—	—

EG1：Q6：条文上は出願日に先んじてであるが、優先日も含むと解釈されている。

EG2：Q10：回答は輸出が先使用权の対象となるとしているが、エジプトで生産された製品の輸出の場合を想定しており、輸出行為そのものについての回答ではない。

HK1：Q5：それは当事者が善意で行った行為か否かによる。仮に、その者が発明者又は第三者に対する守秘義務を負わない場合、香港特許条例第 83 条に定める先使用权を得る可能性はある。

HK2：Q6：基準日について「Deemed Date of Filing」の用語が使用されている。これは「みなし出願日」と翻訳されるが、香港出願に先だって、英国又は中国へ出願する必要があり、これらの出願日をみなし出願日と呼ぶ。

HK3：Q10：輸出自体ではなく、特許の主題となる製品あるいは製法を使用して製品の在庫することに対して、先使用权の適用がある。

ID1：Q4：善意の意味について、法律の文言上、善意の要件は含まれていないが、第 13 条 1 項には善意の要件が含まれていると解釈されている。

ID2：Q14：先使用者とは、法的には特許庁に対して先使用权者の認定を申請し、認定される必要があるが、取得するための要件及び手続を定める政令が公布されていないので認定もできない。

PK1：Q9(b)：先使用权の認められるための、実施および実施の準備について、国の制限が設けられていない。それゆえ例えば日本で実施していたとしても、先使用权が認められる。

SG1：Q2：秘密の先使用者を保護することを目的とする。

SG2：Q7：実際上のかつ真摯な準備の用語に関しては、UK の判例が援用される。

SG3：Q12：明確ではない。先の実行為として実施していた、あるいは実質的で真摯な準備を計画していた行為を継続する権利を制限することは明らかに不条理であり、ある程度のバリエーションは、本条により提供される権利の範囲内に入るが、バリエーションの程度は定かではない（C.I.P.A Guide 64.06）。